



Title	長崎医学の百年, 第四章 長崎医学の復興, 第三節 長崎司薬場の設置
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 285-286
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6599
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:12:56Z

第三節 長崎司薬場の設置

明治七年三月二十七日、文部省達、第十一号により東

京日本橋馬喰町に東京司薬場が創設され、永松東海を場

長とし、ドイツ人マルチン Georg Martin を監督とし、

八月、下谷の医学校内に移った。以後、薬事行政も順調

に進み、同年九月十九日、毒薬取締規則が公布され、東

京・京都・大阪の三府に施行された。司薬場の任務は、

九月の布達によると、「薬品の真贋純雑を鑑識し能はざ

る者は司薬場に請求すべし費用を要せずして鑑定し与ふ

べし」と云うにあつたが、同月、製薬学科本科が東京医

学校に開講され、十一月には司薬場監督マルチンが薬学

科教師に任ぜられた。十二月二十五日、キニーネ、ヨ

ドカリの贋悪品の販売貯蔵を禁止、犯したものは五十円

以下の罰金に処せられることとなつたが、同月二十八日、

文部省は売薬の有害な方劑を禁止し、無害な方劑は無効

のものもしばらく発売を禁ぜず、売薬免状はその有効を

保証するものではないと發表した。

明治八年一月二十三日、キニーネ、ヨドカリ二品の

真贋純雑を鑑別し得ないものには司薬場で無料で試験す

る旨を布達されたが、二月十五日に至り、明治四年に設

立された京都府立舎密局を政府に移管して京都司薬場が

開設され、ゲールツがその監督に任ぜられた。その後、

三月二十四日、大阪に司薬場が設けられ、オランダ人ド

ワルス B. W. Dvairs が監督に任ぜられた。ここでは

薬舗伝習生の養成、飲料水の試験、薬品分析、鉍泉分析

等が行われていた。四月二十九日、三司薬場通用の検査

済印紙を制定し、京都府では第一回薬舗試験を行い、大

阪司薬場では薬学講習会を開いた。このように司薬場は

次第に薬事行政の府となつて行ったが、十月二十五日、

司薬場心得及びヨドカリ、キニーネ（硫酸キニーネ・

塩酸キニーネ）の二品について日本薬局方試験法を定め

第三節 長崎司薬場の設置

た。十二月二十八日、医制のうち、薬舗開業試験を施行し、従来、開業している薬舗主には無試験で薬舗仮免状（後の薬種商）を与え、新たに開業しようとするものには試験の上、薬舗開業免状（後の薬剤師）を与えることとした。

明治九年三月十九日、前々年に布達したヨードカリ、キニーネの二品の取締に更にストリキニーネ等、二十品を追加した。五月八日、製薬免許手続を公布して製薬奨励を行い、製薬者に免許鑑札を与え、官許の文字をつけた製品を売買させた。ところで、八月十二日、内務省達、甲第三十二号により、京都司薬場が廃止された。そして輸入港横浜及び長崎に司薬場が設けられ、京都司薬場監督ゲールツを横浜司薬場監督に、オランダ人エイキマン Johann Frederik Eijkman を長崎司薬場の監督に任じた。

長崎病院の一部に開設された司薬場は後に長崎新橋町において薬事行政を行ったのである。エイキマンは後年、日本薬局法の整備に協力した人であるが、その後、長崎

港に輸入される医薬品が漸次減少したので、明治十四年七月二十二日、内務省達、甲第六号によって、長崎司薬場を廃し、その人員と予算を大阪その他の司薬場に移した。然し、現在に至るまで、この種の薬事行政は県の間与するところとなり、県立衛生試験所の業務の一部となつていたのである。